

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成24年3月2日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 期日

平成24年3月22日（木）午前10時30分

2 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階 第22会議室

3 件名

鳥取都市計画道路事業3・5・13号雲山吉成線及び3・3・2号西円通寺裁判所線